

## ひとり親家庭に対する支援の拡充を求める意見書

我が国では、ひとり親家庭に対して、子育て・生活支援、就業支援、経済的支援等の様々な支援を行っているが、現下の長引く厳しい経済状況を背景に、ひとり親が働きながら子育てをする環境は、以前にも増して非常に厳しい状況となっている。

そのため、ひとり親家庭に対する様々な支援について一層拡充する必要があるが、こうした施策の多くは、母子家庭を対象としたものである。

ひとり親が父親であるか母親であるかを問わず、支援を必要とする状況にある家庭を等しく支援し、我が国の将来を担う子どもたちを国が責任を持って育てていくべきである。

児童扶養手当法の改正により、平成22年8月から父子家庭も児童扶養手当の支給対象となったところであるが、遺族基礎年金や母子寡婦福祉資金貸付金等の母子家庭で受けられる多くの支援が、いまだに父子家庭では受けられないという状況をいち早く解消すべきである。

よって、国においては、ひとり親家庭、とりわけ父子家庭に対する支援の拡充を図るため、次の事項について速やかに実施するよう強く要請する。

- 1 遺族基礎年金について、死別の父子家庭の父も支給対象とするよう所要の改正を行うこと。
- 2 母子寡婦福祉資金貸付金、高等技能訓練促進費等事業及び特定就職困難者雇用開発助成金について、父子家庭も対象とするよう早急に見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月21日

徳島県議会議長 榎 本 孝